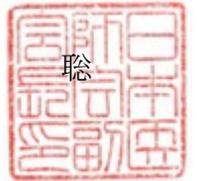


(地 542)
令和 3 年 3 月 2 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
今 村



COVID-19 JMAT 派遣隊員向け補償制度について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 2 月 19 日付文書（地 528）「日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 感染一時金補償制度の創設について」にてご案内のとおり、2 月 22 日派遣活動分より感染一時金補償制度を創設いたしました。

万一、派遣先で生じた業務中のケガ（派遣先への往復も含む）や新型コロナウイルス感染症に罹患した際に補償金を適切に享受できるよう、別紙のとおり各制度における補償内容や補償金額等についてまとめました。

つきましては、貴会におかれましても、本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 4 月を目途として COVID-19 JMAT の長期的な対応を鑑みて、現在の COVID-19 JMAT 保険と今回の感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設を目指し、保険会社と調整をしております。詳細が決まり次第、追ってご案内申し上げます。

COVID-19 JMAT派遣隊員の補償について

COVID-19 JMAT保険

補償内容

派遣先で生じた業務中のケガ（派遣先への往復も含む）や新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償

補償金額

- 死亡・後遺障害 5,000万円
 - 入院日額 15,000円
 - 通院日額 10,000円
- ※職種問わず、一律の補償内容

また特約として、業務中の熱中症の補償や、地震・噴火・津波などによる自然災害で生じたケガの補償も対象です。
(休業補償や遺族補償等はありません。)

COVID-19 JMAT派遣に登録して活動される隊員には、COVID-19 JMAT保険の加入の有無にかかわらず、感染一時金補償制度が適用されます（非会員・医師以外の職種も対象）。

2月22日派遣
活動分より開始

感染一時金補償制度

補償内容

派遣隊員が新型コロナウイルス感染症に感染した際、感染の程度にかかわらず、補償金を受取ることが出来る制度

補償金額

- 感染一時金（1人あたり）100万円
- ※派遣先ごとの支払限度額：6,000万円
※職種問わず、一律の補償内容

4月を目途にCOVID-19 JMAT保険と感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設を目指して保険会社と調整中です。

万一、派遣先で生じた業務中のケガ（派遣先への往復も含む）や新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、都道府県医師会経由で本制度の契約者である日本医師会へご一報願います。

日本医師会は、引受保険会社（損害保険ジャパン）と連携の上、補償金の適用可否・支払い手続き等を速やかに進めてまいります。

【本件に関する問合せ先】

公益社団法人日本医師会 地域医療課

TEL：03-3942-6137 / e-mail：chiiki_1@po.med.or.jp

